

## 外貨普通預金規定

### 1【取扱店の範囲】

この預金は、口座開設店でのみ取り扱いいます。なお、同一名義人による当行での口座開設は1支店に限ります。

### 2【取扱通貨】

この預金の取扱通貨は、当行が認める外国通貨のみとします。  
この預金は、外国通貨現金または旅行小切手（トラベラーズチェック）のお取扱いはできません。

### 3【無通帳取引】

当行は、当行所定の方法により、取引明細を通知することとし、預金通帳は発行しません。お客さまの取引明細は当行に相当期間保存されます。なお、お客さまからの依頼がある場合には、当行は、以下の証明書を発行します。

1. 残高証明書
2. 取引履歴明細書

上記証明書の発行に際しては、当行は、当行所定の手数料を、お客さまの普通預金から自動的に引落とす方法により受領するものとします。

### 4【預金の預入れ】

- (1) この預金の預入れ額は、当行所定の最低金額以上とします。
- (2) この預金の預入れは、為替による振込金の受入れ、当行に開設されている預金者ご本人名義の他の預金口座からの振替、その他当行所定の方法によるものとします。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。
- (3) この預金口座への振込について、振込通知または支払指図の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。
- (4) この預金口座には、現金、トラベラーズチェック、手形、小切手その他の証券類等による預入れはできません。
- (5) 外国為替市場が閉鎖されているときは、当行の営業日であってもこの預金への預け入れはできないことがあります。

### 5【預金の払戻し】

- (1) この預金の払戻しは、他の預金口座への振替、他行宛の振込、その他当行所定の方法によることとし、現金での払戻しはできません。
- (2) 同日に数件の払戻しをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを払い戻すかは当行の任意とします。
- (3) 外国為替市場が閉鎖されているときは、当行の営業日であってもこの預金への払い戻しはできないことがあります。

### 6【利息】

この預金の利息は、毎日の最終残高1補助通貨単位以上について付利単位を1補助通貨単位(米ドルの場合1セント)として、毎年6月と12月の当行所定の日に、当行所定の利率、付利単位および計算方法により計算のうえ、この預金に組入れます。ただし、利率は外国為替市場の動向、金融情勢の変化により変更することがあります。

### 7【相場・手数料】

- (1) この預金の預入れ、または払戻しを他の通貨を対価として行う場合は、当行所定の相場により換算いたします。
- (2) この預金の預入れ、または払戻しの際には、当行所定の手数料をいただくことがあります。

### 8【差引計算等】

- (1) 当行に対し弁済期の到来した債務を負担しているときは、この預金の通貨種類、期日等のいかんにかかわらず、当行はこの預金をいつでも当行所定の方法により相殺または弁済に充当することができるものとします。

- (2) 前(1)の場合で、この預金と債務の通貨種類が異なるときには、この預金は、相殺または弁済充当時における当行所定の外国為替相場により、円貨または当行に対する債務と同一種類の通貨に換算できるものとします。

### 9【自己責任の原則】

預金者は、外貨預金を預入れまたは払戻すときには、外国為替相場の動向等によっては払戻し時の円貨額が預入れ時の円貨額を下回るなど、損失が生じるリスクがあることを十分に理解し、預金者自らの判断と責任において行うものとします。なお、外国為替相場の動向等により生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 10【届出事項の変更等】

- (1) 印章を失ったとき、または、印章、氏名(名称)、住所、本人確認書類の有効期限その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。
- (2) 前記(1)の印章、氏名(名称)、住所、本人確認書類の有効期限その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (4) 預金口座開設の際には、当行は、法令で定める本人確認等を行います。また、預金口座の開設後も、この預金の取引にあたり、当行は法令で定める本人確認等の確認を行う場合があります。これらの確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。

### 11【成年後見人等の届出】

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当行に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当行に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に当行に届出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当行に届出てください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 12【印鑑照合等】

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 13【譲渡、質入れの禁止】

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当行所定の書面により行います。

### 14【反社会的勢力との取引拒絶】

この預金口座は、後記第16条(3)①、②各号および③各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第16条(3)②各号および③各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。



## 20【準拠法、裁判管轄】

この預金の契約準拠法は日本法とし、日本における外国為替等に関する法令が適用されます。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

## 21【規定の準用】

本規定に定めのない事項については、当行の定める他の規定、規則等により取り扱います。

## 22【規定の変更等】

この規定を改定する場合は、改定内容を当行窓口での掲示またはその他の方法で告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。

以上